○厚生労働省令第百三十五号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）及び介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百九十七号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十八条第六項から第八項まで並びに介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の二第二項及び第十二条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十を第十七条の十二とし、第十七条の九を第十七条の十一とし、第十七条の八の次に次の二条を加える。

（法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める要介護状態区分）

第十七条の九　法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める要介護状態区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第一条第一項第三号から第五号までに掲げる要介護状態区分とする。

（法第八条第二十一項の居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるもの）

第十七条の十　法第八条第二十一項の居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものは、認定省令第一条第一項第一号又は第二号に掲げる要介護状態区分に該当する者であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められるものをいう。

第二十二条の二十の見出し中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改め、同条中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）」を「認定省令」に改める。

第二十二条の三十一第一項を削り、同条第二項中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第九号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第二十二条の三十二及び第二十二条の三十三中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第二十二条の三十四中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第九号」に、「同条第一項第十号」を「同条第一項第九号」に改める。

第百四十三条の見出しを削り、同条中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に、「第三十八条第六項」を「第三十八条第一項第六号」に、「百九十万円」を「百二十万円」に改め、同条の前に見出しとして「（平成二十七年度から平成二十九年度までの基準所得金額）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第百四十三条の二　平成二十七年度から平成二十九年度までの令第三十八条第一項第七号の基準所得金額は、百九十万円とする。

第百四十三条の三　平成二十七年度から平成二十九年度までの令第三十八条第一項第八号の基準所得金額は、二百九十万円とする。

様式第十二号中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第九号」に改める。

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第二条　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（平成二十七年度から平成二十九年度までの財政安定化基金拠出率）」に改め、同条中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に、「十万分の三十七」を「十万分の三十九」に改める。

（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第三条　介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「1－（0.5×（A－a）＋0.5×（B－b）＋0.25×（C－c）－0.25×（D－d）－0.5×（E－e））」を「1－（0.5×（A－a）＋0.25×（B－b）＋0.25×（C－c）＋0.1×（D－d）－0.2×（E－e）－0.3×（F－f）－0.5×（G－g）－0.7×（H－h））」に改め、同表備考A中「平成十一年」を「平成十年」に改め、同表備考a、b及びc中「すべて」を「全て」に改め、同表備考D中「第三十八条第一項第五号」を「第三十八条第一項第四号」に改め、同表備考d中「すべて」を「全て」に、「第三十八条第一項第五号」を「第三十八条第一項第四号」に改め、同表備考e中「すべて」を「全て」に改め、同表備考に次のように加える。

F　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該市町村に係る令第三十八条第一項第七号に掲げる者の数の割合

f　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第七号に掲げる者の総数の割合

G　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第八号に掲げる者の数の割合

g　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第八号に掲げる者の総数の割合

H　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第九号に掲げる者の数の割合

h　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第九号に掲げる者の総数の割合

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則の様式第十二号による証明書は、当分の間、同条の規定による改正後の介護保険法施行規則の様式第十二号による証明書によるものとみなす。

○厚生労働省令第百三十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三一、五四八人」を「三一、五八〇人」に改め、同表合計の項中「三一、六六〇人」を「三一、六九二人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。